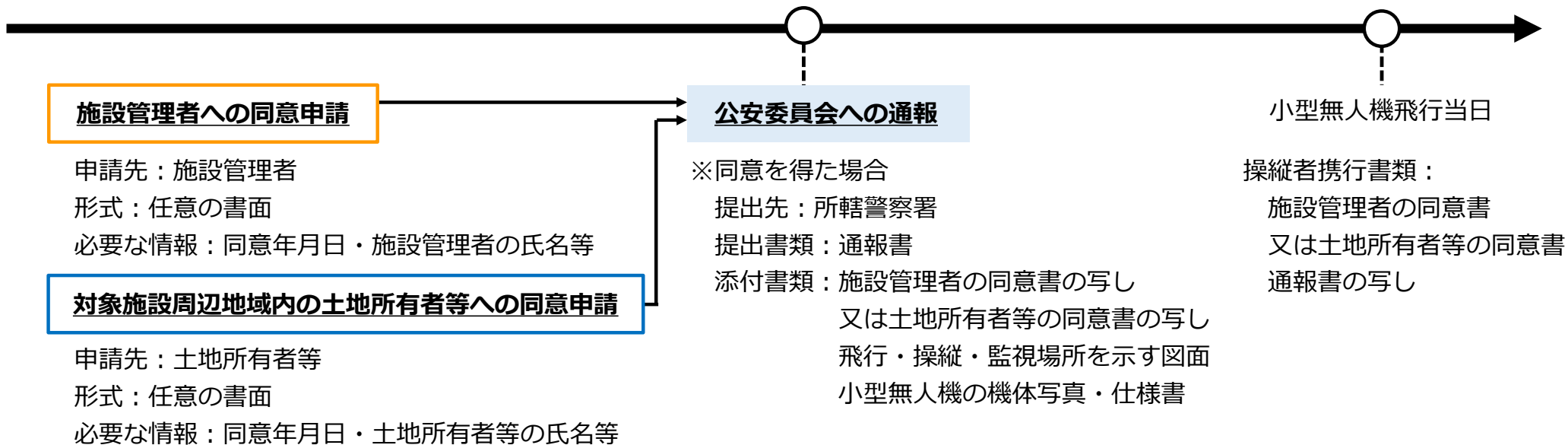
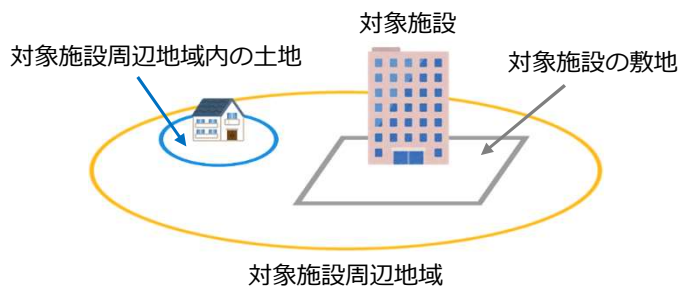


- 条例により、**対象施設周辺地域の上空では、小型無人機の飛行を禁止**する。
- ただし、**施設管理者又は土地所有者等^{※1}の同意**を得た上で、**公安委員会へ通報**することにより、小型無人機を飛行させることができる。
- 施設管理者又は土地所有者等の同意なく飛行させた場合、罰則の対象（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

小型無人機を飛行させる
7日前まで^{※2}



- 対象施設周辺地域 **左図の黄色の範囲全体** で飛行させようとする場合、施設管理者の同意が必要
- 対象施設周辺地域内の限定した土地 **左図の青色の範囲のみ** で飛行させようとする場合、土地所有者等の同意が必要



※1 土地所有者等：土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）

※2 遡る場合の期間の計算は、初日を算入しない。

・ 知事への同意申請期限は、15日前の日

・ 公安委員会への通報期限は、8日前の日となる。

※3 公務操縦者の場合の手続きは別途定める